

# 特記仕様書

業務名：令和6年度 次世代恒続林モデル事業

事業場所：吉野郡黒滝村大字中戸

(総則)

第1条 本事業の施行にあたっては、この特記仕様書による他、「県営林造成事業標準仕様書」(令和3年4月) (以下「標準仕様書」という)、「県営林造成事業施工管理基準」(平成29年9月) (以下「施工管理基準」という)を準用するものとする。またこれにより難しい場合は、監督職員に対して協議または申し出を行い、指示または承諾を受けるものとする。

(一般的事項)

第2条 本事業の施行にあたっては、次の各号に留意すること。

- (1) 設計図書により施工区域をよく確認し、区域外の林内へは立入らないこと。
- (2) 現場における火気に十分注意し、山火事等を起こさないように十分注意すること。
- (3) 他の山林労働者、現場付近立入者に対しては、十分に注意し事故防止に努めること。施工区域及び現場への経路上においては、民家、公道等に近接する場合があることから住民、一般の通行人及び通行車両に十分注意し、事故防止に努めること。
- (4) 周辺施設や施工区域周辺の立木等に被害を及ぼすことが無いよう注意して施工すること。
- (5) 受注者は、本事業に係る工程調査、社会保険料等の調査(中退共、林退共等退職金共済を含む加入状況や掛け金額等を対象とする)に協力すること。詳細は監督職員の指示に従うこと。なお調査内容はその目的以外には使用しない。
- (6) 事業が完了した時は、監督職員の指示により伐採箇所、土場等の整理清掃を行わなければならない。
- (7) 作業計画表に基づく進捗管理に注意するとともに、進捗状況報告を適宜行うこと。

(安全対策)

第3条 受注者は本事業の施行に際して安全確保に係る以下の各号に十分注意すること。

- (1) 受注者は、本事業に従事する作業員に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を実施し配置すること。  
受注者は、作業員のチェーンソー等の機械使用にあたっては、それらの機械操作業務に係る特別教育又は技能講習を修了した者を作業に従事させること。作業員をチェーンソー作業に従事させる場合、同法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第8号に基づく「チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育」を修了した者のみに従事させ、未修了者に従事させてはならない。また、必要な規格(平成31年厚生労働省告示第11号、平成30年6月22付け基発0622第2号のガイドライン)を満たす防護着を使用すること。
- (2) 安全管理作業員は、これら作業員の資格を作業着手前に確認し、定められた防護着を適切に着用、使用しているか等、作業前、作業中を通じ確認するものとする。
- (3) 受注者の作業員が必要資格を取得するためこれら教育訓練に要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 本事業はその特性上、施工が広い範囲に及び、安全管理に困難を伴う事によく留意し、単独作業となる事に起因する現場での事故災害の発生を予防するため、作業員同士の連携、連絡に十分留意する等、必要な措置を講ずること。
- (5) 前各号を踏まえ、安全管理作業員は作業前、作業中、作業後、及び防護着を装着している状況等について適切な安全管理、確認を実施するとともに、適宜その状況について写真による記録管理を行うこと。  
(例：危険予知活動、ミーティング、事前事後の作業員の健康チェック等)
- (6) 受注者は、作業員を被保険者とする労働者災害補償保険等各種保険に加入すること。加入状況は検査時及び監督職員に提示を求められた際は提示すること。

(受注者の負担)

第4条 次の各号に要する費用は受注者の負担とする。

なお、これらについて発注者に異議を申し立てることはできないものとする。

- (1) 施工に伴う既設の林内歩道の刈り払い等を行う費用。(設計図書において改良等を特に指示したものを除く)
- (2) 林地、林木及び作業員等に対する危険防止費用。
- (3) 検査又は監督に立ち会うための費用及び検査手直しに係る費用。
- (4) 受注者が施工区域内外を問わず立木等を誤伐、損傷した場合の復旧または弁償に係る費用。
- (5) 受注者の作業員が施工に必要な資格を得るための教育訓練に要する費用。

(施工)

第5条 本事業の施工にあたっては、次の各号に留意すること。

(1) 伐倒

伐倒にあたっては、施工区域内外の立木を損傷しないように丁寧に行うこと。

常水のある谷、溪流、河川等から概ね10mの範囲または洪水位にかかる部分については伐倒木を適切に整理すること。

伐採率6割を超える伐採であり伐倒木が多量となることから、施工区域の周縁部の伐採木について、一定程度施工区域外へ伐倒を行うこととするが、その際は監督職員の指示に従い作業を行うこと。

(2) 枝払い、玉切り、片付け

伐倒木は小運搬及び集積できる程度の長さに玉切りを行う。幹が地面に付く程度まで枝払いを行い、丸太をおおむね水平方向に並べ、切株等を利用して転落、流失しないように固定し整理を行う。

(3) 獣害防護柵

A区域の外周部に獣害防護柵を設置するものとする。

使用する部材について、設計図書で指定している製品以外のものを使用する場合は、監督職員に事前協議のうえ、設計図書で指定している製品と同等以上の性能を持つと認められるものに限り使用を認めるものとする。この場合、設計価格の変更は、設計で計上している価格より低い場合のみ行うものとする。

(出来型、写真管理)

第6条 出来型、写真管理は、第1条及び施工管理基準によるものとする。

(その他)

第7条 現場は県道と接していることから、通行車両に注意するとともに近隣での作業等とトラブルにならないよう十分に調整を図ること。